

宇治市請負工事成績評定要領の改定について

平成29年 4月
建設総括室

1 改定の目的

「発注関係事務の運用に関する指針」(品確法運用指針)においては、工事成績評定について、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評定項目、評定方法の標準化を進めるものとされています。よって本市においても工事成績の共有化に向けて、国の基準に改定します。

2 改定のポイント

工事成績評定の分離

宇治市として土木工事と建築工事で統一していた成績評定を分けます。国の成績要領を基に、土木工事は「請負工事(土木工事)成績評定要領」、建築工事は「請負工事(公共建築工事)評定要領」、を活用し、工事成績採点表(審査項目別運用表)についても、これらに準じません。

審査項目の内容変更

主任監督員の評定については、総括監督員及び正監督員に移行されます。

また、土木工事、建築工事の正監督員の「施工体制」及び「施工状況」の審査項目内容については、土木工事は、97項目から55項目に、建築工事は、97項目から67項目に減少しています。減少した項目については、監督員が「施工プロセス」のチェックリストにおいて施工中に確認(点検)することになります。

また、審査項目である「高度技術」が「工事特性」に変更になります。これにより、これまでの高度技術力への評価に代わり、施工条件等への対応に評価が変更となります。

3 成績結果の利用について

契約課で定める「工事成績活用基準への優遇制度」の優良点の扱いについて、今年度は、これまでと変更はありません。

4 適用の開始日

平成29年4月1日以降に契約を締結する工事から適用します。